

参考資料

資料 1	国の基本方針の概要	資-1
■	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	
一	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項	
二	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項	
三	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項	
四	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項	
五	都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項	
資料 2	耐震改修等に関する区の助成制度の変遷と概要	資-12
資料 3	耐震改修促進法（抜粋 第 2 条、第 5 条～第 1 6 条、附則第 3 条）	
		資-23
資料 4	建築基準法（抜粋 第 1 0 条）	資-30
資料 5	特定既存耐震不適格建造物一覧表	
	（耐震改修促進法第 1 4 条、第 1 5 条～1 6 条、附則第 3 条）	資-31
資料 6	足立区災害対策条例	資-33
資料 7	想定される地震の規模・被害の状況	資-34
資料 8	表層地盤のゆれやすさ（東京都）	資-37
資料 9	第 9 回地域危険度調査結果	資-38
資料 1 0	その他の建築物の目標と施策等について	資-49
資料 1 1	総合的な安全対策	資-54

資料1 国の基本方針の概要

【国土交通省告示第184号（平成18年1月25日）】
（令和7年7月最終改正）

■ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和六年一月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和五年七月閣議決定）及び防災基本計画（昭和三十八年六月中央防災会議決定。令和六年六月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和七年七月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和四年九月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第十二条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

□ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要

等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、昭和五十六年六月一日から平成十二年五月三十一日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

令和五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千五百七十万戸のうち、約五百七十万戸（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から二十年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは二十年間で約百万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、

令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約一万千棟のうち、約八百二十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。以下同じ。）は約九十三パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第一号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約千六百棟のうち約二百四十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約八十五パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第二号及び第三号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約七千三百棟のうち、約四千百棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約四十四パーセントである。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について

盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごと

に検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能

とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

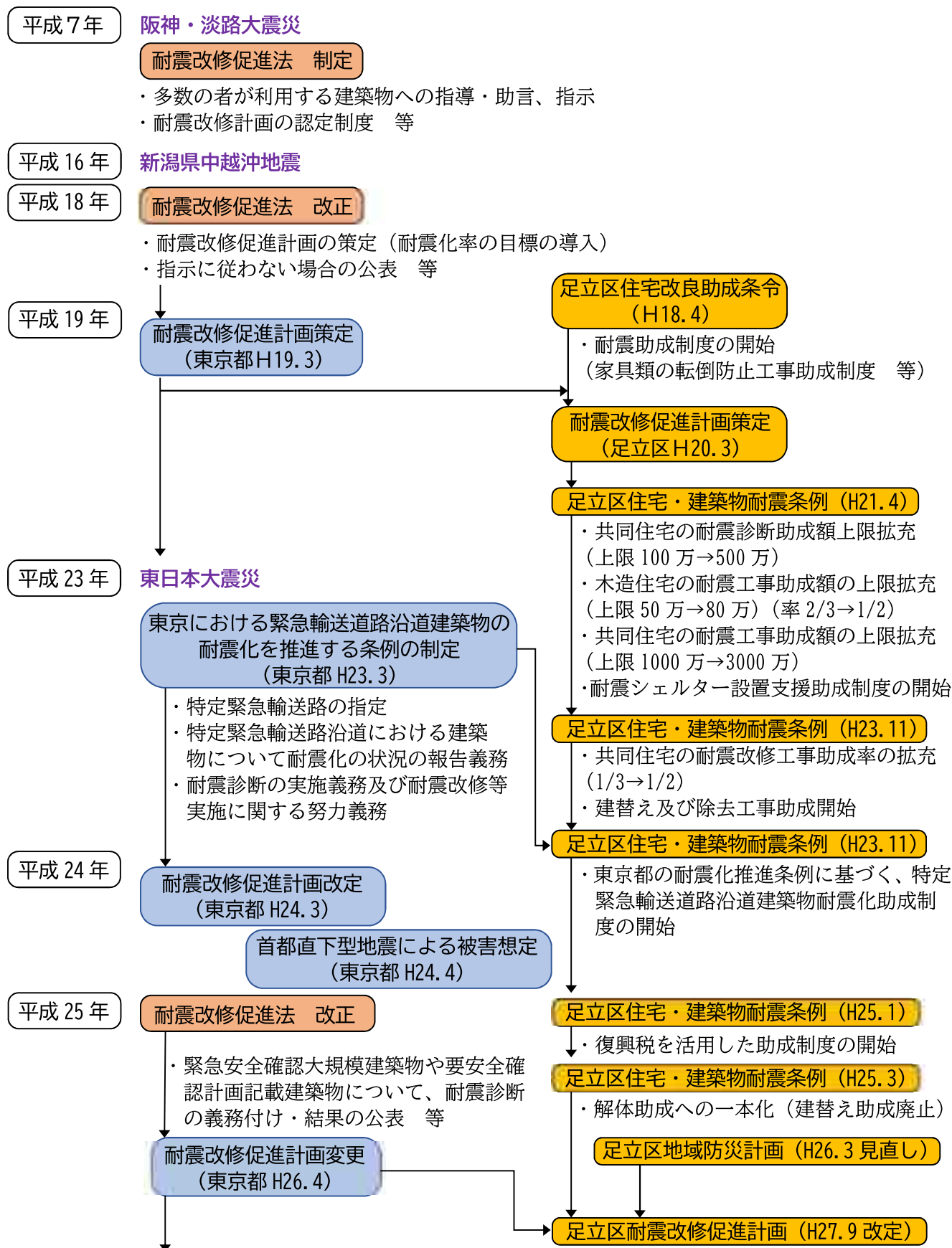
3 計画の認定等の周知

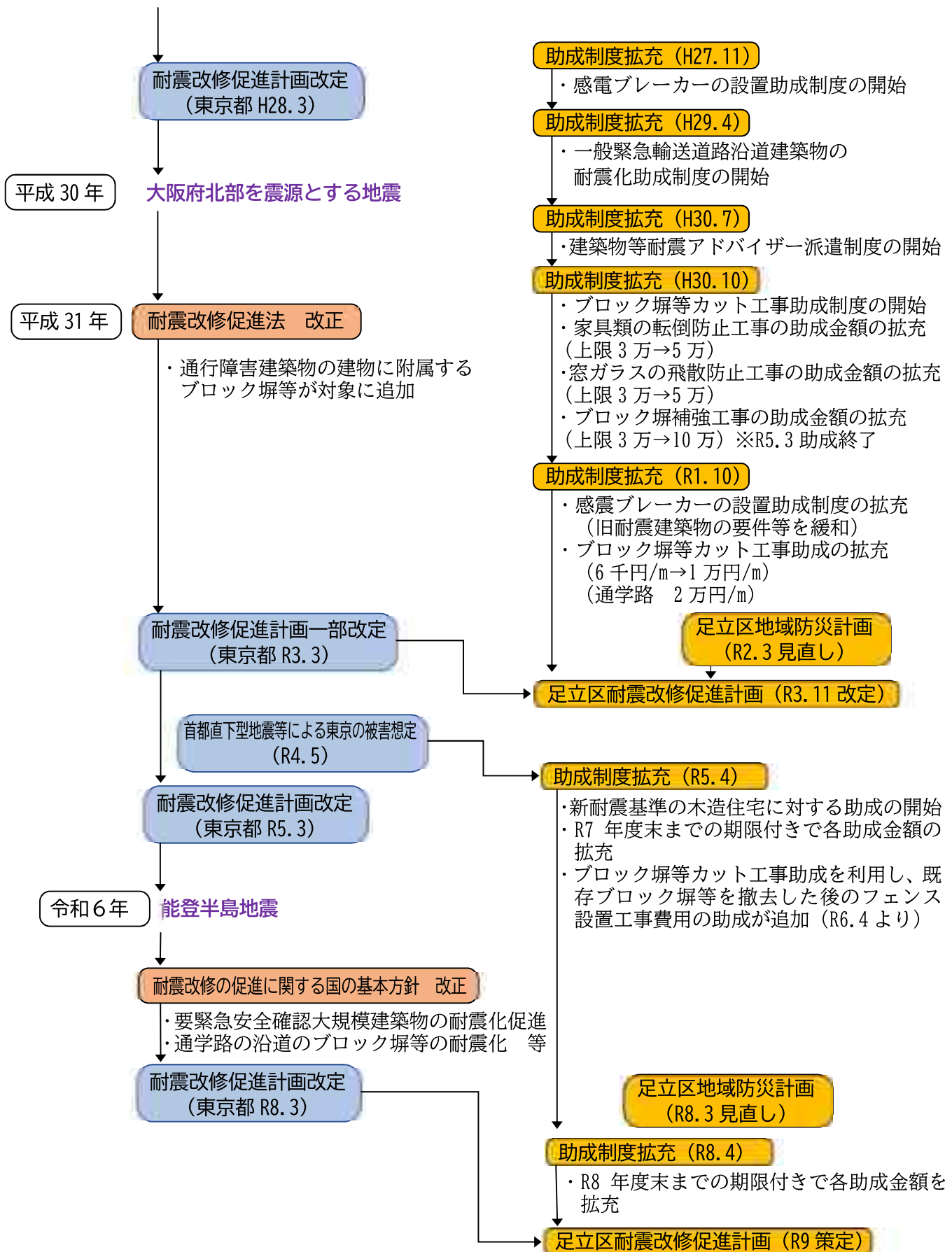
所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二條第二項の認定、法第二十五條第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二條第二項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

（附則及び別添は略）

資料2 耐震改修等に関する区の助成制度の変遷と概要

《区の助成制度の変遷》





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

《区の助成制度の概要》

1 耐震診断・耐震改修工事への支援

区で実施する耐震診断・耐震改修工事への支援について整理する。

(1) 耐震診断（精密診断）の実施

区は耐震診断（精密診断）を希望する区民に対して、区登録耐震診断士名簿から区登録耐震診断士を選択してもらう。

区登録耐震診断士が、耐震診断（精密診断）を実施したときは、木造住宅の「耐震性の判定」と「耐震改修工事の計画の作成」、「概算耐震改修工事見積りの提示」を行う。

なお、耐震改修工事を行うための施工者に関しては特に指定はなく、現場監理を区登録耐震診断士が行うこととしている。

(2) 施工結果の検証

耐震改修工事の計画に基づき、適正な耐震改修工事が実施された場合、区登録耐震診断士と施工業者の連名により耐震工事実施済を証する書面の発行を行う。

(3) 耐震診断助成

区は、旧耐震基準により建築された木造戸建住宅と賃貸の共同住宅及び非木造の住宅・建築物への耐震診断の費用を助成する。なお、更なる耐震化を促進するため、これらの助成は令和8年度まで助成額の拡充をしている。

また、新耐震基準（平成12年）により建築された木造住宅・建築物のうち、木造軸組工法で建築された2階建て以下の住宅においても費用助成を行っている。

(4) 耐震改修工事助成

区は、旧耐震基準により建築された木造及び非木造の耐震改修工事の費用を助成する。区が定める耐震診断法による耐震診断の結果、木造の場合は構造耐震指標が $I_w < 1.0$ 、非木造の場合は構造耐震指標が $I_s < 0.6$ で保有水平耐力に係る指標が $q < 1.0$ の建築物に対して行う耐震改修工事を助成の対象とする。

なお、更なる耐震化を促進するため、これらの助成は令和8年度まで助成額の拡充をしている。

平成30年8月1日より、「倒壊しないまち」を目指して進めている「住宅・建築物の耐震改修・解体費助成制度」については、特定地域内の助成制度を拡充し、耐震化率向上に向けた取り組みを今後も継続して行っていく。不燃化促進事業との連携を図りながら耐震化を促進していく。

(5) 家具等転倒防止工事・窓ガラス飛散防止工事の助成

区内の住居に在住し、自己所有の住宅に居住している（賃貸住宅は建物所有者の承諾を得ている）世帯を対象に、家具の転倒防止、器具の取付工事やブロック塀の補強工事、建築物の窓ガラス又は家具等の窓ガラスの飛散を防止するフィルムの取付工事等の費用を助成する。なお、8年度まで助成額の拡充をしている。

(6) 耐震シェルター・ベッドの設置支援助成

旧耐震基準により建築された2階建て以下の木造住宅で、自身が居住している場合で、区の耐震助成を受け耐震性が不足していると判断されたものに対し、地震の被害から命や身体を守る「耐震シェルター・防災ベッド」の設置工事について、費用の一部を助成する。なお、区の助成を受けた人は、区の耐震改修工事の助成は受けられなくなる。

(7) 建築物等耐震アドバイザー派遣制度

平成30年7月2日から、足立区内の建築物やご自宅などの道路に面する高さ1.2mを超えるブロック塀などに対して、調査や相談に応じる制度を設けている。足立区より建築士の資格があるアドバイザーを派遣して調査や相談に応じ、改善方法の提案等をする制度である。

(8) ブロック塀等カット工事助成

区内道路または公園に面する、危険と判定されたブロック塀等の所有者が、塀等の高さを低くするカット工事や、除却工事を行う場合の工事費用を助成する。なお、令和8年度まで助成額を拡充している。

また、令和6年度よりブロック塀等カット工事助成を利用し、既存ブロック塀等（基礎含む）をすべて撤去した後のフェンス設置工事費用の助成を開始した。

表 12 家具転倒防止器具取付工事等の助成制度

助成内容		主な助成要件	助成金額
家具類の転倒防止工事	たんす・食器棚・本棚などの転倒防止器具（鎖・ベルト壁止め金具・扉の解放防止装置など）の取付工事	区内の住居に在住し、自己所有の住宅に居住している（賃貸住宅は建物所有者の承諾を得ている）世帯	限度額 10 万円 ※家具類の転倒防止工事及び窓ガラスの飛散防止工事を合わせて行った場合、どちらかを行った場合も限度額は10万円 ※消費税相当額や千円未満の端数は対象外
窓ガラスの飛散防止工事	建物の窓ガラス、又は家具等の窓ガラスに、飛散防止フィルムを貼る工事		
ブロック塀等カット工事	危険と判断されたブロック塀等の高さを低くするカット工事や除却工事	次の条件に該当するもの ①足立区内にあるブロック塀等であること ②高さが1.2メートルを超えるもの ③幅員4メートル以上の道路又は人が通行する通路等に面しているもの ④足立区建築物等耐震アドバイザー派遣制度を活用し、危険なブロック塀等と判定されたもの ⑤ブロック塀等を全撤去または高さ60cm以下になるまでカットする工事をを行うこと ※フェンス設置工事助成の場合は、原則既存の基礎含むブロック塀等を全撤去すること ⑥助成申請を行った年度の2月中旬までに工事が完了し、区への工事完了の手続きを行うこと	対象工事費または1mあたり2万円のうち安価な額（助成上限の撤廃）
フェンス新設（ブロック塀等カット工事と同時に実施）	ブロック塀等（基礎含む）を全撤去し、新たにフェンスを設置する工事		対象工事費の3/4（税抜）または1mあたり3万円のうち安価な額 ※ブロック塀等カット工事と同時に実施する

助成内容		主な助成要件	助成金額	
耐震シェルター・ベッドの設置助成	東京都が「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置」として紹介している耐震シェルター及び防災ベッドを設置する工事	足立区在住で自身の居住する住宅に居住されている方（令和9年3月31日までに工事完了の手続きを行った方） ①昭和56年5月以前に建築された自己所有の木造住宅 ②区の耐震診断助成を受け、耐震性が不足していると判定されたもの ③区の耐震改修工事助成を利用したことのないもの ※この助成を受けると、耐震シェルター・ベッド等を設置した住宅に行う、耐震改修工事の助成は受けられなくなる	限度額 30 万円 （1世帯につき） ※助成対象とならないもの ・器具のみの購入費 ・助成申請前に工事を行っているもの ・空調、介護ベッド等のオプション品	
感震ブレーカーの設置助成	設定値以上の地震時に自動で電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を設置する工事	足立区全域の木造住宅が対象で、一般世帯または特例世帯であること	一般世帯	設置費用の2/3 限度額 5 万円
			特例世帯	設置費用の10/10 限度額 8 万円

表13 耐震診断・改修工事助成事業の一覧

①木造建築物

助成内容		主な助成要件	助成金額
耐震診断助成	木造戸建住宅	昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された2階建て以下の木造住宅で、区登録耐震診断士が耐震診断を行うこと。	限度額 30 万円
	木造共同住宅		診断費用の1/2以下で、 限度額 500 万円 ※共同住宅は、上記の額のうち、1棟の戸数×10万円が上限
耐震改修工事助成	木造戸建住宅	おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた住宅のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもので、区登録耐震診断士が工事監理を行うこと。 ※共同住宅については、上部構造評点1.0以上、戸建住宅については、0.7以上にする工事に限る。	対象工事費の9割以下で、 限度額 150 万円
	木造共同住宅		対象工事費の1/2以下で、 限度額 3,000 万円
除却工事	木造戸建住宅 木造共同住宅	区の耐震診断助成を受けた住宅・建築物のうち、補強が必要と判断されたもの	対象工事費の9割以下で、 限度額 150 万円

②非木造建築物

助成内容		主な助成要件	助成金額
耐震診断助成	戸建住宅	昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された非木造（鉄筋コンクリート造、鉄骨造など）の住宅・建築物	限度額 50 万円
	共同住宅		診断費用の 1/2 以下で、 限度額 500 万円/棟 ※共同住宅は、上記の額もしくは、1 棟の戸数×10 万円と比較して安価な額
	特定建築物		
耐震改修計画の策定	共同住宅	区の耐震診断助成を受けた建物のうち、補強が必要と判断された非木造の住宅・建築物（診断および作成した補強計画について、第三者機関での耐震評定の取得が必要）	耐震改修計画の策定費用の 1/2 以下で、 限度額 300 万円/棟
	特定建築物		
耐震改修工事助成	戸建住宅	区の耐震診断助成を受けた非木造の住宅のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもの	対象工事費の 9 割以下で、 限度額 200 万円
	共同住宅◆	耐震診断助成を受けた建物のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断された非木造の住宅・建築物で、第三者機関での耐震評定の取得および建築物の耐震改修に関する法律に基づく認定を受けたもの	診断費用の 1/2 以下で、 限度額 3,000 万円/棟
	特定建築物◆		診断費用の 1/2 以下で、 限度額 2,000 万円/棟
除却工事	戸建住宅 共同住宅	区の耐震診断助成を受けた建物のうち、補強が必要と判断された非木造の住宅又は特定建築物	対象工事費の 9 割以下で、 限度額 200 万円
	特定建築物◆		診断費用の 1/2 以下で、 限度額 500 万円/棟
	分譲 マンション		診断費用の 1/2 以下で、 限度額 2,000 万円/棟

※平成 24 年 12 月で、建替え工事に対する助成は廃止された。

- ・消費税は助成対象外。また、助成金額は千円未満を切り捨てた金額となる。
- ・助成には申請が必要であり、申請前に診断や工事を行なった場合は助成対象外となる。
- ・非木造共同住宅の耐震診断には戸数の他に、建築面積に応じた限度額がある。
- ・◆の耐震改修工事及び除却工事には、57,000 円/㎡の限度額がある。
（共同住宅・分譲マンションを含む住宅は 51,700 円/㎡）
- ・すでに耐震助成を利用された方や建物は、この制度は利用できない。

③新耐震木造建築物

助成内容		主な助成要件	助成金額	
耐震診断 助成	木造戸建 住宅	昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工した2階建て以下の木造住宅で、区登録耐震診断士が耐震診断を行うこと。	限度額 30 万円	
	木造共同 住宅		診断費用の1/2以下で、 限度額 500 万円 ※共同住宅は、上記の額のうち、3,670円/㎡の限度額及び1棟の戸数×10万円が上限	
耐震改修 工事助成	木造戸建 住宅	おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた住宅のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもので、区登録耐震診断士が工事監理を行うこと。ただし、上部構造評点を1.0以上にする工事に限る。	一般地域	限度額 150 万円
	木造共同 住宅		特定地域	限度額 200 万円
除却工事	木造戸建 住宅	区の耐震診断助成を受けた住宅・建築物のうち、補強が必要と判断されたもの	一般地域	対象工事費の9割以下で、 限度額 150 万円
	木造共同 住宅		特定地域	対象工事費の9割以下で、 限度額 200 万円

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

2 その他の支援

その他で実施している事業等と区で実施する耐震診断・耐震改修工事への支援とあわせ、旧耐震基準建築物の更新を図る。

(1) 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

区の南部（環状7号線以南）に広がる密集市街地において、防災性の向上や居住環境の改善をはじめとする良質な住宅の供給等を推進するため、老朽木造建築物等の除却や建替えの促進、道路の拡幅や公園整備等の公共施設の整備を総合的に行っている。

現在、「西新井駅西口周辺地区」、「千住西地区」、「柳原一・二丁目」の3地区、約138ヘクタールにおいて事業を進めている。

表14 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の対象地区

地 区 名	面 積	事 業 期 間
西新井駅西口周辺地区	51.4 ha	平成11年度～令和12年度
千住西地区	60.8 ha	令和元年度～令和10年度
柳原一・二丁目地区	25.9 ha	令和7年度～令和16年度
合計（3地区）	138.1 ha	

(2) 都市防災不燃化促進事業

都市防災不燃化促進事業は、都市防災上、早急に整備が必要な地域において、建物の不燃化を進め安全な避難路の確保と延焼遮断帯を整備するために導入している。この地域内において、燃えない建物を建てた建築主に対して、建築費の一部を助成する制度である。

表15 足立区の不燃化助成事業対象地区と助成事業期間

地 区 名	事業終了年月日	備 考
補助136号線（扇・本木地区）	令和12年3月31日	期間延長
補助138号線 （西新井駅西口その1工区地区）	令和13年3月31日	期間延長
補助138号線 （西新井駅西口その2工区地区）	令和11年3月31日	
補助138号線 （興野・本木地区）	令和12年3月31日	期間延長
補助261号線（西竹の塚地区）	令和12年3月31日	
補助261号線 （伊興・西伊興地区）	令和16年3月31日	
補助109号線 （神明・北加平地区）	令和16年3月31日	
補助138号線（江北地区）	令和18年3月31日	新規導入

※各地区とも都市計画道路の沿道のおおむね30mの範囲が不燃化促進区域となっている。

(3) 新たな防火規制

新たな防火規制とは、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第7条の3第1項の規定に基づき、都知事が指定する区域であり、現状の準防火地域における規制を強化するものである。

新たな防火規制の導入により、区域内において建築する際には準耐火建築物等以上とすることになり不燃化が促進されることとなる。

表16 足立区における新たな防火規制の指定状況

地 区 名	施行日
西新井栄町一・二丁目の一部の区域	平成17年6月15日
千住二・三丁目の一部の区域	平成18年6月1日
梅田五・六・七・八丁目の一部の区域	平成19年12月1日
千住旭町、日ノ出町の一部の区域	平成21年4月1日
足立区中南部一帯地区	平成27年12月17日
西新井本町三丁目及び扇一丁目各地内	令和5年7月1日

(4) 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）制度

不燃化特区とは、特に重点的・集中的な改善を必要とする木造密集地域において、従来よりも踏み込んだ取り組みを行う地区において、都が特別な支援を行う地区である。

不燃化特区内においては、一定の要件のもとにおける固定資産税や都市計画税の減免（都）や老朽建築物除却費の支援（区）を進める。

平成26年4月に「西新井駅西口周辺地区」が、平成27年4月に「足立区中南部一帯地区」が指定された。制度の実施期間は令和12年度までの予定となっている。

なお、制度の延伸に伴い、区では建築費助成の増額や高齢者世帯の建築費加算助成を追加している。

(5) 足立区細街路整備事業

区内には幅員4メートル未満の狭い道路が多く存在している。そのため、大地震などの大きな災害が発生した場合、消防車や救急車の通行や活動に影響が出るなど、避難が困難になるため安全性の確保に大きな問題となる。

区では4メートル以上の道路幅員を確保するため、細街路整備条例に基づく計画を定め、道路の拡幅や築造などにご協力いただける地権者等の同意を得て、区が拡幅整備を行っている。

（６）足立区無接道家屋対策事業

区では、木造住宅密集市街地の改善を一段と加速させるために、無接道家屋の建替え基準を整備し、建替えを促進させている。

区全域を対象として、現況幅員 1.8 メートル以上の通路に面した無接道家屋は、一定の条件を満たした上で建築審査会の同意を得て建替えが可能となった。

特に、建物倒壊危険度の高い危険な地域においては、現況幅員 1.2 メートル以上の通路に面した無接道家屋についても、区が策定する街区プランに即した建替え計画として、一定の条件を満たす場合には、建築審査会の同意を条件に建替えが可能となる。また、建替えを検討する際の現況通路測量調査費、通路協定の作成、通路協定の締結作業の一部を助成する制度がある。（費用の 1/2、45 万円を限度とする。）

（７）足立区接道部緑化工事助成制度

区では、景観、防災、環境に配慮した緑豊かなまちづくりのために、道路に接する場所の緑化工事（生垣・植込地の設置等、設置に伴う塀の撤去）、建築物の壁面及び屋上部分の緑化工事へ助成を行っている。

（８）足立区緊急避難路整備事業

行き止まり道路（袋路通路等）では、避難できる方向が道路入り口の一方向しかないため、大地震などの大きな災害が発生した場合には建築物倒壊や火災などで道路が塞がれ、住民が避難できなくなる恐れがある。

区では災害時の安全を確保するため、特定地域における行き止まり道路（袋路通路等）に緊急避難路を整備する場合の助成制度を設け、支援の充実に努めている。